

「蠱毒」の話

山田 俊

【キーワード】 蠱毒 呪術 気

序

NHK・BS プレミアム番組制作班の依頼で「蠱毒」について調べる機会があった。

「蠱毒」とは、一般には小さな器の中に蜈蚣・蝮・蠍などの毒虫を何匹も閉じ込め共食いさせ、最後に生き残った毒虫の最も強い毒素を用いて人を殺める呪術のことで、所謂「傍門邪道」の一つである。「蠱毒」の事例に関する記述は案外と多く残っており、かつて澤田瑞穂『中国の呪法』が古典文献から多くの事例を収集して紹介され、また、比較的新しい時代の例としては、川野明正『中国の〈憑き物〉』が少数の民族も含めた事例を紹介された¹。それによれば、金蚕・蜈蚣蠱・挑生・猫鬼等の様々な「蠱毒」が存在し、その機能にも呪殺の他に「運搬蠱」「恋蠱」などがあったことが知られる。

「蠱毒」の具体例はこのように多く記録されているのだが、その根底にあるであろう中国文化的背景とか、或いは「蠱毒」を支える伝統的中国文化に根付いた理念の様なものについてはあまり問題とされて来なかった様である。番組自体は日本の呪術を振り返るという切り口で、中国については時間を多く割かなかったので、この依頼を機会に「蠱毒」について思った所を少し整理しておくことにしたい。尚、本論はあくまでも伝統中国という文脈において「蠱毒」の意味を解釈することを旨とするものである。

一、「蠱毒」の語

春秋時代の歴史事項を記録した『春秋左氏傳』の「昭公元年」の項には次のように見られる。

趙孟が尋ねた「蠱とはどういうことか」。(医和が) 答えて「一つの事に惑溺するため生じるものです。文字で言うと〈皿〉と〈蟲〉で〈蠱〉ですが、穀物から飛び出す虫も蠱と言います」(趙孟曰、「何謂蠱」。對曰、「淫溺惑亂之所生也。於文、皿蟲爲蠱、穀之飛亦爲蠱」)(『春秋左氏傳』p.1851上³)。

「蠱」の字には「穀物から飛び出す虫」という即物的解釈と、何事かに耽溺し迷うことで生じるものという精神面の解釈とが併記されている。現代語の「蠱惑的」の「蠱」の字義は后者の系統と言えよう。何れにしても、後世で使われる所謂「蠱毒」とは意味が違うことが窺える。『漢書』卷四十五「江充伝」は所謂「巫蠱の変」に関する記述を載せるが、そこに見られる「巫蠱」の語は、事件全体の状況と「主上の病が巫蠱の祟りによるもの」

等の記述から、広く呪術的なものを意味する語と思われ、『春秋左氏傳』の精神的解釈の展開型と言える。

ところが、唐・孔穎達の『春秋左氏傳』の注釈を見ると、

人に気付かれない様に毒薬を施す、今の律ではこれを蠱毒と言う（以毒藥藥人、令人不自知者、今律謂之蠱毒）（『同』p.1851下）。

と述べられていて、所謂「蠱毒」の意味で解釈していることが分かる。即ち、唐代では『春秋左氏傳』の「蠱」の字を「蠱毒」として解釈する程に、「蠱毒」のイメージが既に根付いていたことが分かるのである。

儒教の經典の一つ『周禮』の經文には「庶氏、掌除毒蠱、以攻說禴之、嘉艸攻之」（『周禮』p.1571上⁴）とあり、「庶氏」なる役職が「毒蠱を除くことを掌る」専門職として記載されている。そして後漢・鄭玄の注は、

「毒蠱」とは毒物で人に病害を与えることである。「賊律」では、人に蠱を施したり、教唆したものは死罪とされている。「攻說」とは（神の）名を祈ることで、神に（毒蠱の除去を）祈ることである。「嘉艸」とは薬物だが、よく分からない。「攻之」とは^{いぶ}燻すことである（毒蠱、毒物而病害人者。賊律曰、敢蠱人及教令者、棄市。攻說、祈名。祈其神求去之也。嘉艸、藥物、其狀未聞。攻之、謂燻之）（『同』p.1571上）。

と述べている。ここに見られる「毒蠱」の二文字は、毒物で人を害するという意味で用いられていて、後漢頃には「蠱毒」の意味に随分と近くなっていることが窺える。同時に、鄭玄の注釈から、専門職を設ける必要がある程の事態になっていたことと、既に一定程度の罰則規定が制定されていること、毒性の除去には薬物・燻蒸によるものと、信仰的方法とが考えられていたことが分かる。最後の薬物と信仰の組み合わせが、案外と医術と呪術未分の「蠱毒」の本質を突いているように思われる。

「蠱毒」の二文字の使用例としては、東晋・葛洪（283～343年）の『抱朴子内篇』「登涉篇」に関連記述が見られる。そこでは、先ず、山や沢に入る時に蛇や蝮（即ち「蠱毒」の材料）を避ける方法が列挙されている。それは薬によるものであったり、呪^{まじな}いの的なものであったりする。例えば、蛇を避ける方法として、

乾姜・附子を肘の後ろに帯びる。あるいは牛・羊・鹿の角を焼いて全身に薫きしめる。あるいは王方平の雄黄丸を、あるいは猪の耳垢と麝香丸を足の爪の甲に塗る。いずれも効能がある。麝香鹿・野猪が蛇を食べることから、これでもって蛇を封じるのである（或以乾姜附子帶之肘後、或燒牛羊鹿角薰身、或帶王方平雄黃丸、或以猪耳中垢及麝香丸著足爪甲中、皆有效也。又麝及野猪皆啖蛇、故以厭之也）（『抱朴子内篇』p.305⁵）。

とある。毒虫である蛇を避ける方法として、蛇を食べる習慣のある麝香鹿・野猪などの角を焼いた臭いが効果的であるとされている。即ち蛇の天敵を用いて蛇を避ける方法である。同様の理由から、

また南方の人が山に入る時、皆竹の筒に生きた蜈蚣^{むかで}を入れて行く。蜈蚣は蛇のいる

場所を察知すると、すぐ筒の中で暴れる。暴れ出したら草の中をよく見る。必ず蛇がいる。……蜈蚣がこれに出会ったら、その氣息で相手を動けなくする。大蛇は即死である（又南人入山、皆以竹管盛活蜈蚣、蜈蚣知有蛇之地、便動作於管中、如此則詳視草中、必見蛇也。

……蜈蚣見之、而能以炁禁之、蛇即死矣）（『同』 p.306）。

蛇の天敵である蜈蚣もまた蛇を避けるのに効果がある。その一方、この蜈蚣自体も毒を持ち、「蠱毒」の材料とされている。毒性を持つ獣・虫は単独では人体に害を与えるが、その毒性の故に、毒を持つ物に対しては有効であるとされていることになる。これらの虫・獣は「蠱毒」にもなるし、毒避けとしても用いられているのである。そして、

もし異国の毒虫のいそうな土地を旅する場合、他人の家で飲食をする時には必ず先ず犀角で攪拌してみるがよい。人が毒矢に中^{あた}って死にそうな時、この犀角のかんざしを傷口に突き刺す。傷口はすぐ泡を吹いて治癒する。通天犀が毒を殺す理由は、この獣の性質として毒のある草、刺のある木ばかりを食べ、柔らかい咽喉越しのよい草木は食べようとしないからである（若行異域有蠱毒之郷、每於他家飲食、則常先以犀攪之也。人有爲毒箭所中欲死、以此犀又刺瘡中、其瘡即沫出而愈也。通天犀所以能煞毒者、其爲獸專食百草之有毒者、及衆木有刺棘者、不妄食柔滑之草木也）（『同』 p.312）。

とあり、原文では「若行異域有蠱毒之郷」と「蠱毒」の語が使われている。これは「蠱毒」の語の比較的早い用例と言えよう。ここでは、「蠱毒」の伝統のある地区の他人の家で食事をする場合には、毒を盛られないように注意すべきことが言われており、「蠱毒」危険地域が想定されている。犀角は、後段で触れる『備用本草』では「無毒」に分類されているが、『備用本草』が引く「薬性論」は「牯犀の角君は（君＝？）、味は甘く、少し毒がある。邪精・鬼魅を退け、惡毒氣に中った時に、心神を鎮め、高熱を下げ、風毒を散らす（牯犀角君、味甘、有小毒。能辟邪精・鬼魅、中惡毒氣、鎮心神、解大熱、散風毒）」（p.383 上）⁶と述べており、軽い毒性があり、様々な邪惡なものを避け、病を治すとされている。この様に、毒性を持つ虫・獣に対する知識は、同時にその毒虫を避ける技術を深めることになる。

南朝・陳の顧野王（519～581年）の『輿地志』には次の様にある。

江南の幾つかの郡には蓄蠱を扱う者がおり、その者はそれを用いて人を殺める。食飲物の中に毒を仕込み、気付かない様にする。（蠱毒を養う者の）一族が減ぶと、その思念は飛遊し、それに中^{あた}った者は死ぬ（江南數郡有蓄蠱者、主人行之以殺人。行食飲中、人不覺也。其家絶滅者、則飛遊妄想、中之則斃）（『輿地志輯注』 p.255）⁷。

江南の一部の郡では「蓄蠱」を扱う者がいて、それと気付かない様に人の飲食物に毒を仕込んで殺すとされる。「蠱毒」の発生地区を中国南西部とする報告は見られるが、『輿地志』の記述ではその地区を「江南」に特定している。最後の「一族が減ぶ」ことについては後段で改めて考えたい。

この様に、六朝時代には既に「蠱毒」の実態が確立していたことが窺え、隋の歴史書『隋書』卷三十一・「地理志・林邑郡」は、現在の雲南近辺に相当する地区の記述として次の

様に記す。

（新安・永嘉・建安・遂安・鄱陽・九江・臨川・廬陵・南康・宜春）等の数郡は「蠱」を蓄えることが多い。特に宜春が甚だしい。その方法は五月五日に多くの虫を集めて来る。大きい物は蛇、小さい物は蝨などを合わせて器の中に入れ、共食いをさせ、生き残った一種を留めておく。それが蛇の場合は「蛇蠱」と言い、蝨の場合は「蝨蠱」となる。それを用いて人を殺める。食事に仕込んで食わせれば、その五臓を食い尽くし、死ねば、その者の財産が蠱主のものとなる。（蠱主が）三年間人を殺めないと、蠱主が（蠱毒の）害を受けることになる。子々孫々伝えられて絶えず、娘が嫁に出ると技術も伝えられる（然此數郡、往往畜蠱、而宜春偏甚。其法以五月五日聚百種蟲、大者至蛇、小者至蝨、合置器中、令自相啖、餘一種存者留之、蛇則曰蛇蠱、蝨則曰蝨蠱、行以殺人。因食入人腹内、食其五藏、死則其產移入蠱主之家、三年不殺他人、則畜者自鍾其弊。累世子孫相傳不絶、亦有隨女子嫁焉）（『隋書』p.887⁸）。

『隋書』は「蠱毒」が盛んな地区を現在の雲南省地区に特定し、その様子を詳細に述べている。「五月五日」が「蠱毒」を養う日として選ばれているのは、伝統的に万物が最も盛んに生育する時期と見做されている夏至の頃が「蠱毒」を養うのに最適とされていたためであろう。同時に、梅雨時となり、高温多湿で食中毒や疫病が多発し易い時期であることから五月を「悪月」「毒月」と呼ぶ習慣とも関わりがあるように思われる⁹。尚、三年間、人を殺さないと「蠱毒」を養う者に害が返って来る¹⁰ことの意味については、後段で改めて考えてみたい。

以上のように、六朝時代から既に「蠱毒」が広く行われていたことから、それに対する罰則規定も整備されていた。早くも『魏書』『刑罰志』には、

蠱毒を行った者は、男女共に斬首の上、その家は燃やす（爲蠱毒者、男女皆斬、而焚其家）（『魏書』p.2874¹¹）。

とある。当事者の処刑はもとより、家を燃やすという措置は伝染病対策を彷彿させるものであり、当時の「蠱毒」に対する恐怖が窺える。目に見えない原因に由るものを等し並みに扱ったものであろう。そして、唐代の行政規定集『唐律疏義』巻十八は「蠱毒を造り蓄えた者〔蠱毒を作成し、人に害をなす者〕及びそれを教えた者は絞首刑。蠱毒を作成し蓄えていた者と同居の家族、事情を知らなくとも、里正〔坊正・村正も同じ〕の者で知っていて報告しなかった者は、皆な三千里の外へ追放する（諸造・畜蠱毒〔謂造合成蠱、堪以害人者〕及教令者、絞。造・畜者同居家口、雖不知情、若里正〔坊正・村正亦同〕知而不糾者、皆流三千里）」と載せ、その「疏義」は、

疏義。蠱は種類が多く知り尽くすことは出来ない。内容は邪道に関する事なので、全貌を知ることが出来ないのだ。……「造」とは自分で育てることだ。「畜」とは育てる方法を教えることだ。その毒で人を害することが出来る。だから、注は「これは蠱毒を作成し、人に害をなす者」と言っているのだ。自分で育たり、猫鬼の類を育てる

方法を教えたり、人に利用するように唆したりした者は、皆な絞首刑だ。共同で育てた場合は、律は「皆」とは言わない。主犯、共犯の区別があるからだ。蠱毒を育てたり人に教えたりした者の一族は、同一戸籍であるかどうかに関わらず、事情を知らなくとも、里正・坊正・村正の者で知っていて報告しなかった者は、皆な三千里の外へ追放する（疏義曰、蠱有多种、罕能究悉、事關左道、不可備知。……造、謂自造。畜、謂得畜。可以毒害於人、故註云「謂造合成蠱、堪以害人者」。若自造、若傳畜猫鬼之類、及教令人、並合絞罪。若同謀而造、律不言「皆」、即有首・從。其所造及畜者同居家口、不限籍之同異、雖不知情、若里正・坊正・村正知而不糾者、皆流三千里）（『唐律疏義』p.639¹²）。

と述べ、『隋書』とはほぼ同様の詳細な「蠱毒」作成方法を記した後に（引用文では省略した）、「蠱毒」の実行者に対する厳格な罰則規定を述べている。同時に、「蠱毒」側に就いては、技術体系として確立しており、それを扱う一族の存在、技術の伝授などが行われていたことも窺える。

このように唐代に至るまでに「蠱毒」を巡る様々な状況が拡大していたことを背景に、冒頭に見た『春秋左氏傳』の唐代の注釈は、あのような内容になったものと思われる。尚、宋代に至ると「蠱毒」を用いた事件が多発したことにより、法律による規定、検死のシステムなども更に確立していく¹³。

二、医術と毒術

「蠱毒」の基本的要素は何と言っても毒物である。だが、既に見た様に、劇薬は毒物でもあり、薬か毒かはそれを使用する者の使用方法・使用目的に依る。医術となるか毒術となるかは使用者次第なのである。

「蠱毒」の毒性を宋の唐慎微『重修政和經史證類備用本草』（以下、『備用本草』と略す）を材料に見てみたい。『備用本草』は六朝～唐の本草書を整理し、その注釈を集めたものである。中国の本草学の理論は根底に陰陽五行の理論が存在している。

先ず「蝦蟇^{がま}」である。「蝦蟇」の性質・機能としては、味が辛く、体を冷し、毒が有る。そして、「邪氣」を治療し、血栓・しこり・腫物を治療し、服用していると熱病に罹らず、犬に咬まれた傷を治療できる等とされている¹⁴。これに対する注釈を見ると、

陶隱居：腹が大きく、皮膚にイボのあるものだ。皮膚から出る体液に毒がある。犬が蝦蟇を噛むと、犬の口が腫れる。温病に罹り斑点がひどい場合は、生で一匹食べれば、必ず治る。日華子：蝦蟇は冷せば無毒となり、犬に咬まれた場合や熱病を治癒できる。酷い爛れに貼れば、熱や斑を解消できる（陶隱居云、此是腹大皮上多癰磊者、其皮汁甚有毒。犬齒之、口皆腫。人得温病斑出困者、生食一兩枚、無不差者。日華子云、蝦蟇、冷無毒、治犬咬及熱狂。貼惡瘡、解煩熱色斑者）（『同』p.440上）。

梁の道士・陶弘景（456～536年）の注釈は、蝦蟇には毒があるので、犬が咬むと口が腫れるとしつつも、薬効があることが言われている。そして、唐の日華子の注釈では、「蝦蟇」

は冷やせば毒性がなくなり、治療薬として使えるとある。有毒物も使い方次第で薬となることが分かる。

次に「蜈蚣」。¹⁵「蜈蚣」の味は辛く、体を温め、毒がある。原因不明の膿症や「蠱毒」を治療できる。そして「蜈蚣」は蛇・虫・魚等を食らうとされている。同様に注釈を見ると、陶隱居：……蛇に立ち向かう性質があり、大蛇を目にすると、すぐに飛び掛かって頭を食べる。……抱朴子：粉末の蜈蚣は蛇の傷に効く（陶隱居云……其性能制蛇、忽見大蛇、便縁而噉其腦。……抱朴子云、末蜈蚣、以治蛇瘡）（『同』p.446下）。

「蜈蚣」自体も有毒であるものの、毒を持つ生物（蛇、虫、魚）を好んで食べるため、それらによる傷の治療に有効とされる。抱朴子は天敵である蛇の傷に有効としている。

最後は「蠍」。¹⁶「蠍」の味は甘辛く、毒がある。様々な湿疹、中風、半身不随、顔面神経麻痺、言語障害、手足のひきつけに効く。小さいものが良いとされる。「蠍」も有毒物ではあるものの、主として神経系の病に有効とされているようである。

これらを見ると、個々の蠱虫自体は有毒で危険だが、その毒性の故に適切に用いれば医療効果があると考えられていたことが分かる。唐代以降の医学書が「蠱毒」を取り上げ、その対処方法を記述しているのはそのためであろう。¹⁷

次に、蜈蚣は蛇の天敵、蝦蟇が犬の天敵である等と指摘されていることに注意したい。

「蠱毒」を作る場合、器の中に複数の毒虫・毒獣を入れて戦わせるが、敵対する毒虫・毒獣同士を戦わせることは、ある種の毒を以って毒を制するという発想で、天敵同士を戦わせることで、双方の毒の効果を最大限発揮させることを狙うものである。ここには中国で古くから言われている、「同じ音は相応じ、同じ気から構成される物は互いに求め合う（同聲相應、同氣相求）」（『周易』「乾・九五」p.43下）、¹⁸「草木は群生し、動物は群れを作る。物はその類に随う（草氣疇生、禽獸群生。物各從其類）」（『荀子』「勸學」p.7）、¹⁹「同類は互いに随い合い、同じ音は相応じ合う（同類相從、同聲相應）」（『莊子』「漁父」p.1027）、²⁰「同じ気から構成される物はその類がはっきりとしていて、その類ごとに求め合う（同氣者以類相明、求其類而聚之）」（『太平經』p.169）²¹という観念があり、毒性同士が引き合う作用の結果、全てを吸収して最後に生き残ったものが最強の「蠱毒」となると考えられていたと推測される。即ち、同じ毒性を持つもの同士は、「気」による感応で互いに求め合うと考えられていたのであろう。²²

三、気について

一般に呪術というものは、呪う者と呪われる者との間に何らかの関係性が成立していることを前提とする。呪われる者の髪・爪を仕込んだり、その者の姓名・生年月日を書き込んだりするの、この関係性の構築を意味する。だが、「蠱毒」の場合、施呪対象者に毒を一服盛るという直接的攻撃であるため、呪う者と呪われる者の間の事前の関係性は必ずしも必要とされないと思われる。一方、「蠱毒」の根底にある、ある物質が他の物質に取りつくという現象を考える時、中国の場合は気による相互作用というものが想定される。²³

中国の伝統的考え方では、この世界に存在する全ての姿形を有する物は気から構成されているとされる。気は大きく分類すると陰陽の二気、細かく分類すると木・火・土・金・水の五行（五気）となる。これら陰陽・五行の組み合わせで様々な万物が作り出され、人の生死も気の集散で説明される。「人が生まれるのは気が集まることだ、集まれば生まれ、散じれば死ぬ（人之生、氣之聚也、聚則爲生、散則爲死）」（『莊子』「知北遊篇」p.733²⁴）。万物はこの様に気から構成されているため、気を介して相互に引き合ったり、反発し合ったりする。例えば、晋・干宝（?～336年）の『搜神記』には次の様に見られる。

「妖怪」とは、思うに精気が物に宿った「モノ」である。精気が内側で乱れると、物は外側で変化する。外形と精神、外観と精気による性質とは、表裏の関係にある（妖怪者、蓋精氣之依物者也。氣亂於中、物變於外、形神氣質、表裏之用也）（『搜神記』「妖怪」P.161²⁶）。

私（＝孔子）が聞いた所では、「物が年を取ると、多くの精気がそれに宿る」と。物が（老衰で）弱ると、それに乗じて精気が宿るのだ。……六畜・亀・蛇・魚・鼈・草木など、長生きしていれば、神気がこれらに宿り、「妖怪」となるのだ。これを五酉と言う（吾聞物老則群精依之、因衰而至。……夫六畜之物及龜蛇魚鼈草木久屬、久者神皆依憑、能爲妖怪、故謂之五酉）（『同』「五酉」p.291）。

これらの例では、ある「物」自体の気が弱ると、そこに外界から別の気が混入して影響し、その「物」の形態に変化をもたらすとされている。これは万物の構成要素である気が万物の存在そのものに深く影響し、物同士が影響し合うことを述べたものである。つまり、万物は気で構成されているため、気がその存在には強く影響し、そして、気を媒介として万物相互に関係性が生じるのである。物同士は相互に関係し、天と人も相互に関係する。そして、特に類似する気は互いに強く引き合う性質がある。

この気の相互関係と関連すると思われるのが「禁気」という技法だ。「禁気」とは気を巡らして禁術を行うことを意味する。『太平廣記』が引用する『神仙伝』に、

劉憑は沛の出身だ。軍功があって、寿光金郷侯に封ぜられた。道を稷丘子に学んだ。常に石桂英、中嶽石硫黄を服用し、三百歳を越えても若々しかった。禁気が最も得意だった（劉憑者、沛人也。有軍功、封壽光金郷侯。學道於稷丘子。常服石桂英及中嶽石硫黄、年三百餘歳而有少容。尤長於禁氣）（『太平廣記』p.149²⁷）。

とあり、仙人・稷丘子に学んだ「劉憑」は常に仙薬を服用して「禁気」が得意であったとされる。三百歳まで生きていたことと、外観が若々しかったことは内面の気が十分に充実していたことを示す。

『抱朴子』「至理」には以下の様に見られる。

服薬は長生の基本だが、もし併せて体内の気を巡らせば、その効果はより速まる。もし薬を得ることができなくても、行気を十分に実践すれば、数百歳が可能となるだろう。……そもそも人は気の中に存在し、気は人の中に存在し（気と人は一体である）、

天地から万物に至るまで全ては気から生じるのだ。行気を実践できる者は、内面では身を養い、外面では悪を退けることができる。だが、人々は常に気と共に在りながら、そのことに気付いていないのだ（服薬雖爲長生之本、若能兼行氣者、其益甚速。若不能得藥、但行氣而盡其理者、亦得數百歲。……夫人在氣中、氣在人中、自天地至于萬物、無不須氣以生者也。善行氣者、内以養身、外以却惡。然百姓日用而不知焉）（『抱朴子』「内篇」p.114）。

先ず、人は（人に限られてはいないのだが）そもそも気と一体の存在であり、その気が充実していて、それを自在に操る（＝「行気」）ことが出来る者は、自身を養うと同時に、外邪を退けることが可能となる。そして、

呉越地区には禁呪の法の伝統があり、その効果は明らかで、多くは気を用いるものだ。行気を知る者は疫病の流行の中に入っても平気だし、病人とベッドを共にしても感染しない。患者数十人と一緒に居ても、恐れることはない。これは気が天災を退けているからである。あるいは邪魅山精（得体の知れない妖怪の類）が人家を襲い、瓦石を投げ付け、家屋を火で燃やしたり、中には姿を現してうろうろしたりする場合や、その声や音だけが聞こえる場合があったりする。禁呪を行うことができる者が気でこれらを禁ずると、すべて絶える。これは気が鬼神を禁ずるものである。山林や溪流などの毒蝮蛇の地に入ると、普通の人は道を進む中で、必ずこれらに傷付けられる。禁呪を行うことができる者が気でこれらを禁ずると、数十里四方の毒蝮蛇を退け、同伴者も無害ですむ。また、虎豹や蛇蜂などを禁じて、制御することができる。また気で金属製の武器による傷を禁じれば、ただちに止血できる。また骨折を直すことができる。気で白刀を禁じれば、それを踏んでも傷つかず、身体に刺さることもない。蛇^{へび}虺^{まむし}に噛まれても、気で禁じれば、立ちどころに治癒する（呉越有禁呪之法、甚有明驗、多炁耳。知之者可以入大疫之中、與病人同床而已不染。又以群從行數十人、皆使無所畏、此是炁可以禳天災也。或有邪魅山精、侵犯人家、以瓦石擲人、以火燒人屋舍、或形現往來、或但聞其聲音言語、而善禁者以炁禁之、皆即絕、此是炁可以禁鬼神也。入山林多溪毒蝮蛇之地、凡人暫經過、無不中傷。而善禁者以炁禁之、能辟方數十里上、伴侶皆使無爲害者。又能禁虎豹及蛇蜂、皆悉令伏不能起。以炁禁金瘡、血即登止。又能續骨連筋。以炁禁白刀、則可踏之不傷、刺之不入。若人爲蛇虺所中、以炁禁之、則立愈）（『同』p.114）。

外的脅威を退ける技術は、気による「禁呪」であるとされ、その外的脅威の中には毒蝮・蛇といった毒虫が含まれ、毒物などに犯された場合でも、直ちにそれを退け治癒することが可能であるとされている²⁸。又、北宋の道教文献『雲笈七籤』（1025～1029年頃）には次の様に見られる。

一年を通して月末十八日の日の出の頃、室内に座し、禁気と五息（首息・肩息・胸息・腹息・踵息）を行い、齒を七度鳴らし、中央（土・黄）の気を吸い込み、口から五度飲み込み、呼吸で補い、唾液を呑み込んで（吸気と）一体化させ、脾臓を助け、内なる神気を助ける。こうすれば、山に入っても虎狼を恐れることはなく、険しい山に登っ

ても足がすくむことはない。行気の成果だ（常以四季月末十八日旭旦、正坐中宮、禁氣五息、鳴天鼓七、吸土官之黃氣、入口五吞之、補呼之損、飲玉體以致神之和、以補於脾、以佐神氣、則入山不畏虎狼、登險不懼顛蹶者、行氣之精也）（『雲笈七籤』 p.29306 上）²⁹。

とある。これは養生面での「禁氣」を述べたもので、外から取り込んだ気と内なる気（神気）とを一体化させ、身体を充実させることを言う。結果として、外的脅威を退けることが可能となる。「齒を七度鳴らす」というのは、道教の瞑想でよく行われる方法で、邪悪なものが音を嫌うため、齒を鳴らすと逃げていく。また、脾臓は体内の気を生み出す重要部位であり、ここの気を充実させることが道教の養生法では重要とされる。

この様に、呪禁者と外物との間には気を媒介とした関係性が成立しており、その関係性の故に、外的脅威を退けることが可能とされていることが分かる。気によって外的脅威を退けることが可能であるのは、外的脅威自体も気から構成されているからである。

結語

先に見たように「禁氣」を行える者は「行気」によって外的脅威の排除と自己防衛が可能であったことから、「蠱毒」使用者は「蠱毒」を使用する際の毒害から身を護る技術も身に付けていたと思われる。邪道ではあるものの、「蠱毒」使用者は技術職であり、対処方法も熟知していたということである。例えば、『史記』「秦本紀」の「二年、初伏、以狗禦蠱」に対する唐・張守節の「正義」は、

正義。蠱とは、熱毒惡氣で人を害するものであり、犬を磔^{はりつけ}てそれを防ぐ。年表は「初作伏、祠社、磔狗邑四門」と言っている。思うに、磔は、（蠱毒の害を）払うことである。犬は陽気の動物だ。犬を四方の門に磔することで、熱毒の気を払うのだ（「正義」）。蠱者、熱毒惡氣爲傷害人、故磔狗以禦之。年表云「初作伏、祠社、磔狗邑四門」。按、磔、禳也。狗、陽畜也。以狗張磔於郭四門、禳却熱毒氣也）（『史記』 p.184）³⁰。

と犬を磔することで「蠱」を防ぐことを言い、また、『後漢書』「禮儀志・中」には、陰気が盛んとなる仲夏（旧暦五月）の頃、赤い縄でニラなどの臭いの強い物を掲げることで「蠱毒」を避けることができるとある。³¹こうした例を見ると、早い段階から、「蠱毒」に対する対処方法も考案されていたことが分かり、それは「蠱毒」使用の当事者達も熟知していたと考えられる。従って、何らかのアクシデント以外では毒によるリスクを彼等自身が受けることはなかったと思われる。

その一方、『隋書』の例に見た様に、「蠱毒」を扱う者は「蠱毒」を生成すれば終わりということではなく、「蠱毒」による殺人をひたすら継続する必要がある、それを中断すると毒害が自分に向けられるとされていた。陳・顧野王の『輿地志』の「一族が滅ぶ」という記述を上段で紹介したが、こうした考え方は干宝『搜神記』「蛇蠱」に以下のように見られる。

滎陽郡に一家があり、姓は廖、代々蠱毒を生業として財産をなしていた。後に嫁を迎

えたが、蠱毒については隠していた。たまたま家人が皆な外出し、この嫁が一人で留守番していた。偶然、部屋に大きな甕があるのに気づき、蓋を開けてみると、中に大蛇がいた。嫁は湯を沸かして、大蛇に灌いで殺した。家人が戻り、嫁がその事を告げると、一族上げて驚愕した。やがて、一家は病に罹り、ほぼ全員が死亡した（榮陽郡有一家、姓廖、累世爲蠱、以此致富。後娶新婦、不以此語之。曾遇家人咸出、唯此婦守舍。忽見屋中有大缸、婦試發之、見有大蛇、婦乃作湯灌殺之。及家人歸、婦具白其事、舉家驚惋。未幾、其家疾疫、死亡略盡）（『太平廣記』p.6093）。

この話は代々「蠱毒」を生業として財産を築いて来た一族が、事情を知らない嫁の行動というアクシデントとはいえ、「蠱毒」を養うこと中断することになった結果、災いが自らに降りかかったことを述べたものであろう。³²

南宋初・曾慥『類説』は、

閩蜀の風俗は蠱を養うのを好む。……（民間で）噂されていることには、（蠱毒で）人を殺すことが多ければ、その蠱家は栄えるが、そうでないと、却って自らその被害を受けることになる。だから、愚かな者達（＝蠱家）は蠱毒を養い続けなければならないのだ（閩蜀之俗好畜蠱。……妄云、殺人多則蠱家富饒、不然反受禍。故愚人造畜不已）（『類説』卷四十七「蠱毒」）³³。

「蠱毒」によって人を殺し続けないと、かえって自らが「蠱毒」によって害を受けることになるとする。その理由については、少し時代が下るが、清・金鉉『廣西通志』が収録する「嚴查養蠱以除民患示」が以下の様に述べている。

蠱毒を長く養っていると、蠱毒がどんどん増していき、蠱の子孫は次第に繁殖し、日々多くの害をなすことになる。おおよそ、（蠱虫を養う）愚かな者達は無知で財物に執着し、邪術に夢中になり、密かに毒害を行うことを生業とし、他人の生命を奪うことで生活していこうとする。まれに良心に目覚めた者が、人を害することを止めると、蠱虫は毒を発して攻撃する対象を失うため、蠱虫を養っている者を噛み、蝕むこととなる。そうなると、その者の肌は黄色くなりやせ衰え、顔には青い痣ができ、ひどい場合はその者の息子・娘まで蠱虫に食われることになる。その残忍さはこのようなものだ（藏畜日久、更有滋生、蠱仔遺孽漸繁、爲害日衆。總之愚民無知貪愛財物、惑於邪術、以陰謀毒害爲家業、以他人性命爲生涯。間有良心偶發、不肯害人、蠱蟲無所依養、將養蠱之人咬蝕、以至肌肉黃瘦、面有青痕、甚至親生兒女亦爲蠱蟲所吃、忍心若此）（『廣西通志』卷百十九所引）³⁴。

蠱虫で人を害することを中止すると、蠱虫はその害毒の発散対象を失うため、自らの養い主に攻撃を対象をとするという。これなどはある種迷信の類いと言え、『類説』が「妄云（根拠もなく言われている）」としているのはそのためであろう³⁵。だが、「蠱毒」の「毒」がその対象を求めていたとするならば、「蠱毒」養成者という邪悪な者が「蠱毒」という邪悪なものを引き付けたという、「気」による感応をここに想定することも出来るのではないだろうか。

番組制作陣から最後に、「蠱毒」を含み「呪術とは一体どういうものと思われるか」と問いかけられた。これに対する学術的回答は用意出来ておらず、想像を逞しくするしかない。古代中国では目に見えない物からの脅威を「鬼」「気」などがもたらすものとして解釈する傾向があった。今で言う伝染病なども「瘟鬼」が原因などとされていた。「蠱毒」が原因とされた中毒死の中にはそうした病も含まれていたはずである。つまり「蠱毒」と表現することで説明を可能とし、或いは呪術者に責を負わせることで、社会秩序を保つ役割を果たしていたと言うことは出来よう。

だが、本論では「蠱毒」を文化史的側面から考察してきたので、最後も同様の観点から考えてみたい。中国の伝統的歴史観の一つに下降史観がある。遙か昔は理想的時代で、人々の素質も素晴らしかったが、徐々に時代が下るにつれて、人々の素質も劣悪なものとなり、社会状況も衰退していったというものである。これと気の觀念が結びつくと、遙か昔は、この世界は理想的な純粋な気で満ち溢れ、人々はその純粋な気を取り込み一体となっていて、人々の素質も素晴らしく長寿でもあった。だが、時代が下るにつれ人々の素質は衰え、気の在り方に背く行為が増え、それが蓄積することで社会全体の気の状態を劣悪化させ、それが今度は人々にも影響し、人々は益々劣悪化し短命となっていく。その社会的劣悪化は蓄積されて、社会悪として次の世代へと受け継がれ、無辜の人々にも悪影響を与える。これが道教で言われる「承負」という考えである³⁶。その根底には気を媒介とした「同類相応」、「天人相関」という中国の伝統的考え方がある。「蠱毒」の出現とこうした下降史観とを説得的に結びつける文献資料は確認されないが、太古の理想的時代に於いては、全てが無為自然の裡に治まっており、賢しかな智慧・技術は無用であり、ましてや「蠱毒」の様な「天地の理に背く」邪悪な技術も、それを使用する人々も当然存在していなかったはずである。時代・社会の衰退と共に「蠱毒」の様な邪悪な技術が生み出され、それらを行う者達も出現した。従って、人間同士の対立を前提とした「蠱毒」は最も些末な技術と説明することが出来るであろう。

(注)

- 1, 澤田瑞穂『中国の呪法』(平河出版社。1984年)。川野明正『中国の〈憑き物〉』(風響社。2005年)。川野著は主要資料の紹介と問題点の列挙、また研究史も含め「蠱毒」全体を見通した総合的研究と言える。その他、「蠱毒」全般に対する考察としては、黄世傑「“蠱毒”考述」(『廣西民族研究』1993年第2期)、杜香玉「古代文献中“蠱”的歷史意象与変遷」(『昆明学院学报』2016年38(4))等を参照されたい。杜論文は「蠱」の実態解明を旨とし、「蠱毒」流布地域の時代による広がりも考証している。
- 2, 番組は「NHK ダークサイドミステリー：「呪い」…人はなぜ呪うのか?～呪術大国ニッポンの闇～(初回放送日:2023年7月6日)」として放送。
- 3, 『十三經注疏分段標點 春秋左傳正義(三)』(新文豐出版公司、2001年)。
- 4, 『十三經注疏分段標點 周禮注疏(下)』(新文豐出版公司、2001年)。

- 5, 王明著『新編諸子集成 抱朴子内篇校釋 (増訂本)』(中華書局、1985 年)。
- 6, 宋・唐慎微『重修政和經史證類備用本草』(人民衛生出版社、1982 年)。
- 7, 陳・顧野王『輿地志輯注』卷十五 (上海古籍出版社、2011 年)。
- 8, 『隋書』(中華書局、1982 年)。
- 9, 中村裕一『中国古代の年中行事—第二冊 夏一』(汲古書院、2009 年)は「蠱を聚める最良の月日を五月五日とするのは、五月五日の重数節日が成立した三世紀中葉ころからのことをいうのであろう。万物が最も盛んなのは夏の夏至のころである。五月五日の節日が成立する三世紀中葉以前は、蠱を聚めるのは夏至ころとされていたはずで、五月五日の節日成立とともに、蠱を聚める最良の日が五月五日に移したものの」(p.565)と述べる。
- 10, 『隋書』の事例に見られる「死則其産移入蠱主之家」は、島田著が言う所の「運搬靈」的性格を示すものであろう。
- 11, 『魏書』(中華書局、1984 年)。
- 12, 『唐律疏義』(吉林人民出版社、1989 年)。
- 13, 例えば、王鶴「虚實之間：宋代造畜蠱毒罪的司法應對」(『湖北職業技術學院學報』第二十四卷第一期、2021 年)等を参照。尚、仏教文献に「蠱毒」の語が見られることから島田成矩氏の様にインドからの影響を指摘する研究者もいる。確かに仏典には「蠱毒」の語が見られ、その中には、「願除滅龍毒・蛇毒・藥毒・呪毒・蠱毒・魅毒・一切諸毒悉皆殄滅」(不空訳『佛母大孔雀明王經』。『大正新脩大藏經』第 19 卷、432a)等の様に明らかに何らかの毒を意味する用例も見られるが、その多くは実態が必ずしも明らかではない。又、「男女二根即是菩提涅槃眞處、彼無知者信是穢言。此名蠱毒。魔勝惡鬼、年老成魔、惱亂是人」(般刺蜜帝訳『楞嚴經』。『大正新脩大藏經』第 19 卷、150a)のように、虫の毒によるものとは思われない事例もあることから、本論では中国文化に於ける影響は重視しない。
- 14, 「蝦蟇。味辛、寒、有毒。主邪氣、破癥堅血・癰腫・陰瘡、服之不患熱病。療陰蝕疽癰・惡瘡・獾犬傷瘡、能合玉。一名蟾蜍、一名□、一名去甫、一名苦蠱。生江湖池澤。五月五日取、陰乾。東行者良」(唐慎微『重修政和經史證類備用本草』(p.440 上)。
- 15, 「蜈蚣。味辛、温、有毒。主鬼疰蠱毒、噉諸蛇虫魚、毒殺鬼物」(『備用本草』p.446 下)。
- 16, 「蠍。味甘辛、有毒。療諸風癰疹、及中風、半身不遂、口眼喎斜、語澁、手足抽掣。形緊小者良」(『備用本草』p.452 下)。
- 17, 例えば、唐・孫思邈『孫真人備急千金要方』卷第七十四「解毒方・蠱毒第四」、唐・王燾『外臺秘要方』卷二十八「中蠱毒方二十一首」等。
- 18, 『十三經注疏分段標點 周易正』(新文豐出版公司、2001 年)。
- 19, 王先謙撰『新編諸子集成 荀子集解』(中華書局、1992 年)。
- 20, 郭慶藩撰『新編諸子集成 莊子集釋』(中華書局、1985 年)。
- 21, 王明編『太平經合校』(中華書局、1985 年)。
- 22, 中国の道教は様々な知識体系・技術体系を取り込んだ宗教であり、特に中国医学とは多くの知識体系を共有している。その点からすれば、道教に「蠱毒」に関する知識が備わっているのは当然と考えられる。既に見た葛洪・陶弘景は道教の道士である。陶弘景は一方で道教文献である『登真隱訣』に於いても、「儀云、胸痛滿、上氣欬逆。請北里大機君官將百二十人、治太衡宮、治欬逆上氣、吐下青黃赤白五蠱・蠱毒・六魃之鬼、跪掃除紙筆」(『正統道藏』第十一冊。藝文印書館、1977 年。p.8423 上)と述べ、胸が痛く、呼吸が困難である場合、道教の体内神である「北里大機君官」にお願いし、体内の「太衡宮 (体内神の居る宮)」を治め、呼吸を調えさせ、「青黃赤白五蠱・蠱毒・六魃之鬼」等を吐き出させるとある。「蠱・蠱毒・鬼」は何れも病の原因を指すと思われる。これは同じ「蠱毒」の対処について、専ら宗教的角度から述べてい

ると言える。宗教か医術（毒術）かは矛盾することなく共存していることが分かる。

23, 前掲島田著は袁牧『子不語』「蠱」の「蠱毒」は「陰気の純なるものが凝縮したものだからだろう」という記述を引用した上で、「いかにも牽強付会だが」（p.173）とコメントしているが、袁牧の理解はむしろ中国伝統文化の特質を端的に示しているように思われる。

24, 『莊子集釋』。

25, 中国の「気」の文化に関する総合的研究としては、小野沢精一・福永光司・山井湧編『気思想』（東京大学出版社、1978年）を参照。

26, 李劍國輯校『中國古典文學基本叢書 搜神記輯校』（中華書局、2019年）。

27, 張國風會校『太平廣記會校』（北京燕山出版社、2011年）。

28, ちなみに、日本の『令義解』（833年）に見られる「持禁は杖刀を持して呪文を読み、法を作して気を禁じ、猛獸虎大神毒虫清魅賊盜五兵の為に侵害せられず。又、呪禁を以て身体を固め、湯火刀刃に傷されず。故に持禁と曰うなり」という内容は基本的には『抱朴子』に基づくものと見てよいであろう。

29, 『正統道藏』第三十六冊。

30, 『史記』（中華書局、1982年）。

31, 「仲夏之月、萬物方盛。日夏至、陰氣萌作、恐物不楸。其禮、以朱索連葦菜、彌牟〔朴〕蠱鍾」（『後漢書』「禮儀志・中」p.3122。中華書局、1982年）

32, 吉田禎吾『日本の憑きもの——社会人類学的考察——』（中央公論社、1972年）は、この廖家の逸話を四国讃岐地方の「トンボガミ（土瓶神）」伝承の原型と指摘している（pp.35-36）。この指摘は恐らく妥当と思われる。しかし、「蠱毒」と所謂の霊的存在が憑依する「憑き物」とでは、被害者に於ける施呪結果と憑依結果が類似していたとしても、そこに至るプロセスには違いがあるとせねばならない。本事例は、日本の所謂「管狐（くだぎつね）」的なものとの類似性に基づいた継承と思われる。

33, 『類説』（『欽定四庫全書』所収。47/27/1b）。

34, 『廣西通志』（『欽定四庫全書』所収。119/19a）。尚、「嚴查養蠱以除民患示」とは「蠱毒を養う者を厳しく取り調べ、民の被害を除く」の意味である。

35, 『類説』『廣西通志』の例は、川野明正「充溢する毒物——中国南部の蠱毒伝承と日本の憑き物伝承——」（『アジア遊学』No.58。2003年）に依る。

36, 神塚淑子『六朝道教思想の研究』「第二篇第一章」『太平経』の承負と太平の理論について」（創文社、1999年）。